

令和5年度第4回坂東市地域公共交通会議 議事録

1 日時

令和5年12月19日（火） 午前10時00分～午前11時53分

2 場所

坂東市役所1階多目的ホール

3 会議内容

(1) 開会

(2) 委員委嘱

(3) 委員紹介

(4) 市長挨拶

(5) 報告事項

報告第1号 市内公共交通の利用状況等について

(6) 協議事項

議案第1号 直行坂東号の中間評価と令和6年度の運行について

議案第2号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和6年度の運行について

議案第3号 コミュニティバスの再編について

(7) その他

(8) 閉会

4 出席者

木村市長（途中退席）

出席者：23名（うち代理出席5名） 欠席者：2名 ※別紙名簿のとおり

随行者：1名（茨城県政策企画部交通政策課）

事務局：5名（坂東市企画部企画課）

傍聴者：0名

5 議事要旨

(1) 報告第1号 市内公共交通の利用状況等について

○事務局から、市内公共交通の利用状況等について報告した。

(2) 議案第1号 直行坂東号の中間評価と令和6年度の運行について

○事務局から、直行坂東号の中間評価と令和6年度の運行について説明した。

○直行坂東号については、令和6年度も現在の運行を継続することで承認された。

(3) 議案第2号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和6年度の運行について

○事務局から、デマンドタクシー市外便の中間評価と令和6年度の運行について説明した。

○デマンドタクシー市外便については、以下の内容を実施・検討のうえ、令和6年度も現在の運行を継続することで承認された。

- ・実証運行期間は令和6年6月末までとし、新型コロナウイルスの5類感染症移行後の1年間(令和5年7月～令和6年6月)の利用状況を改めて検証することとする。(令和6年7月から令和7年3月までの期間は、経過措置期間として運行する。)
- ・令和7年度以降の運行については、今後、新たな指標を設定したうえで、上記1年間の利用実績における達成状況等を基に継続や廃止等を判断していくこととする。
- ・「きぬ医師会病院・水海道西部病院行き」については、利用が少ない状況が続いていることから、運行廃止を前提とした代替案も検討していくこととする。

(4) 議案第3号 コミュニティバスの再編について

○事務局から、コミュニティバスの再編について説明した。

○コミュニティバスの再編について、以下の方向性で検討を進めることで承認された。

- ・民間路線バスの見直し(既存路線の延伸・新規路線の運行)を検討したが、各バス事業者とも運転手不足により対応が困難な状況にあるため、今後の再編にあたっては、既存の輸送資源でより多くの移動需要に対応していくため、デマンドタクシーの見直し(市外便の廃止)やコミュニティバスの市外への運行も含めて検討していく。

※デマンドタクシー市内便の運行車両の増加については、一般タクシーへの影響が懸念される旨の意見あり。

- ・市内においては、今後、新規施設等の整備も予定されており、バス路線網の充実を図る必要もあることから、コミュニティバスの運行車両台数を2台から3台に増やすことも併せて検討する。

(5) その他

○次回の会議は令和6年3月頃の開催を予定している。

6 議事発言内容

(1) 報告第1号 市内公共交通の利用状況等について

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | (資料1により内容を説明) |
| 会長 | ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。 |
| 委員 | ・直行坂東号が12月20日から、無くなるという話を聞いたが本当か。 |
| 事務局 | ・関東鉄道さんが運行する路線バスの一部が、12月20日から減便になるが、坂東市内を運行する路線(直行坂東号含む)については現状通り運行される。 |
| 会長 | ・他に意見等無いようなので、報告第1号については以上とする。 |

(2) 議案第1号 直行坂東号の中間評価と令和6年度の運行について

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | (資料2により内容を説明) |
| 会長 | ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。 |
| 委員 | ・目標値を、「1便あたりの平均利用者数：3.0人以上」とした根拠を教えてください。なぜ、3人以下になると減便を検討するのか。公共交通の役割として、利用者が1人でも2人でもいれば、減便しない方が良いのではないかと。 |
| 事務局 | ・3.0人とした明確な根拠は無いが、あくまで目標値ということで、複数人に利用していただくということで当初は設定させていただいた。その目標が今回達成できているということで、今後この目標値を上げる等して、更なる改善を図っていくことも考えられる。 |
| 事務局 | ・直行坂東号は、東京圏へのアクセス向上・定住促進を目的に、国の地方創生の交付金を活用して始めた事業である。その国の交付金を活用するうえで、事業を継続的に実施していくことが求められ、採算が取れるラインが、1便あたり19人だったかと思う。当初は、そのラインを目標値として、国の方に上げていた。しかしながら、利用状況を鑑みると、そこまで行き付くのは難しいということで、この公共交通会議において、事務局が提示し、1便あたり3.0人という目標値を設定した。 |
| 委員 | ・説明は理解した。補助金が少ないから、便数を減らすという考えでは無く、来年は坂東市が合併20周年を迎える大事な節目なので、岩井と守谷との行き来が必要だという人が1人でも2人でもいれば、保障してあげる方向で検討した方が良いと思う。そういった意味では、この目標値設定により、線を引いて限定してしまうことが不安で質問した。 |
| 事務局 | ・あくまで利用促進を図るうえでの目標値として設定したもので、この値を達成できなかつたら廃止(減便)になってしまうということではない。運行の継続等については、本会議において、利用状況等を報告し、委員の皆様にご意見を伺いながら進めていく。 |
| 会長 | ・他に意見等無いようなので、議案第1号については、当会議として、案のとおり承認するという事によろしいか。 |

(「意義なし」の声)

会長

- ・それでは、承認とする。議案第1号については以上とする。

(3) 議案第2号 デマンドタクシー市外便の中間評価と令和6年度の運行について

事務局

(資料3により内容を説明)

会長

- ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。

委員

- ・市外便については、茨城西南医療センター病院行きと、きぬ医師会病院行きの両方を同時にスタートして、利用者数に差が出ているが、その要因について分析したものはあるか。例えば、きぬ医師会病院については、病院として患者輸送のバスを出しているなど。(質問1)
- ・きぬ医師会病院行きの代替案として、コミュニティバスの運行を検討しているとのことであったが、輸送力の小さいタクシーでも利用者が少ない状況のなか、それよりも輸送力の大きいコミュニティバスで代替するとなると、輸送力として過大になるのではないか。その点についての考えも伺いたい。(質問2)

事務局

- ・(質問1について)
それぞれの病院に通院している人数自体に違いがある。国民健康保険(65歳以上)及び後期高齢者医療保険の利用者における受診状況を調査しているが、それによると、茨城西南医療センター病院については約2,500人、きぬ医師会病院については1,100人弱が、市内から受診している。茨城西南医療センター病院の受診者数は、きぬ医師会病院の2倍以上であり、そこが大きな要因と考えている。

- ・(質問2について)
きぬ医師会病院へのコミュニティバスの運行検討については、当該病院への通院利用だけではなく、工業団地への通勤や市民の水海道駅方面への移動手段等としても利用できるよう考えている。水海道駅については、関東鉄道常総線のほか、土浦駅方面へ運行する路線バスも運行されており、さらに令和6年度からは、常総市のコミュニティバスも新たに運行される予定である。交通の結節点として考えられ、そこに繋ぐことで、市民の移動範囲も広がる。また、ルート沿線付近には、水海道第一高校、水海道第二高校、坂東清風高校及び神大実小学校等があり、うまくダイヤが組めれば、通学の利用も見込めるのではないかと考えている。さらには、今後、市内には、新たな施設等が整備される予定もあることから、市外の方が市内に来ることができる路線の一つとしても考えている。色々な方の利用を想定しており、そのためには最低でも小型バス程度の輸送力は必要と考えている。

委員

- ・令和3年度に利用登録者を対象としたアンケートを実施しているが、その際の対象者数はどれくらいか。また、茨城西南医療センター病院ときぬ医師会病院のほかに、通院している病院として回答があったのはどこがあるか。

- 事務局
- ・アンケートの結果では、他の病院へも運行してほしいという意見が多数あり、通院している病院名も色々挙がった。中でも多かったのは、総合守谷第一病院である。その他、野田市方面の病院や境町のいとが眼科も多かったかと思う。
 - ・アンケートの対象者数については、確認のため少し時間をいただく。分かり次第、お伝えする。
- 委員
- ・やはり大きい病院に通院している方が多いのではないかと思う。茨城西南医療センター病院や総合守谷第一病院、野田市だと小張病院や東葛病院など。そういったきぬ医師会病院よりも少し大きい総合病院へ運行することも考えられる。路線バスや病院の送迎バスが運行しているところはそちらを利用しているのかもしれないが。
- 事務局
- ・今後、またアンケートを取ることもあるかと思うが、利用者がどこへ行きたいのか、もう一度調査して、運行先を変える考えがあるのであれば、検討してもいいのではないかと思う。もっと利用者が増えるように。
- 事務局
- ・ご意見いただいた点も踏まえ、今後のデマンドタクシーの在り方を検討していければと思う。
 - ・市外便の運行を始めた経緯として、一つは、茨城西南医療センター病院ときぬ医師会病院に行く公共交通機関が無かったことがある。きぬ医師会病院については、元々、水海道方面へ路線バスが通っていたが、それが廃線になり、通院や通学等で利用していた方が不便になった。茨城西南医療センター病院についても、昭和観光さんの路線バスはあるが、岩井市街地等から直接行けるルートが無かった。さらには、その二つの病院に関しては、行政も大分関わっており、広域で負担金を出し合って支援している現状がある。そういったことにより、その2箇所の病院への運行を実証運行として開始した経緯がある。実証運行については、先ほど、もう少し継続させていただきたい旨説明した。この会議に参画いただいている方ではないが、「いつまで実証運行をやっているのか」といった意見もあるので、そろそろその評価をして、本格運行に移行するか廃止するのかの判断を迫られている時期に来ている。そのような中、コロナ禍ではあったが、令和3年度にアンケートを実施して、他の病院へも運行してほしいというご意見もいただいたところである。そういった色々な経緯を踏まえ、近い将来、最終的な判断をしていきたいというところで、今回の議案内容を提案させていただいた。
- 事務局
- ・令和3年度のアンケートについては、デマンドタクシーの利用登録者で、年齢が60～80代の方、計700名を対象に実施した。そのうち回収できたのは334名で、回収率は47.7%であった。
- 委員
- ・当社では、デマンドタクシーの運行を受託しており、市内便と市外便の両方を運行しているが、私の案もお話したい。
 - ・以前は、市内から水海道駅まで運行する路線バスがあったが、それが廃線になってしまった。神大実・飯島地区においては、水海道方面への移動にその

バスを利用していた方も多かったが、バスが無くなってしまって大変だと言う方もいる旨、乗務員から聞いている。

現在運行しているデマンドタクシーのきぬ医師会病院及び水海道西部病院行きについては、そこに向かう途中で回り道をして、水海道駅にも寄って、最後にきぬ医師会病院に行くという案はどうだろうか。また、市内便の運行車両を増やすという話しについては、デマンドタクシーを始める前の決まり事であるタクシー会社との共存共栄を維持できなくなると考える。市内のタクシー会社については、以前は、1社あたり車両10台程あったが今は3台程で運行している。そういう状態にあるので、できれば、今話したように、神大実・飯島地区の方はバスが廃止になって本当に大変らしいので、バス停は設けずに、個人個人のところと水海道駅にも寄って、きぬ医師会病院に行くという形をとれば、利用者数もある程度増えて良いのではないかと思う。

- 事務局
- ・現在運行しているデマンドタクシーのきぬ医師会病院行きにおいて、途中に水海道駅にも寄るというご提案でよろしいか。
- 委員
- ・会議が始まる前に運輸支局の方にも、その辺りのことを伺った。当社は路線バスをやっていないので、バス停を設けて運行することはできないということであった。神大実・飯島地区は水海道方面への行き来が多いようなので、それをカバーして利用者を増やすというのはどうかと。市内便の運行台数を増やすことについては、私も考えてはいたが、市内のタクシー事業者が共存共栄できなくなってしまうことが心配される。現在でも、当社で2台デマンドタクシーを運行しているが、市内の他のタクシー会社から暇になったという話を聞かされて、私も心苦しいところもある。市内便は、比較的用户が多いが、台数を増やすとなると、地元のタクシー会社は猛反対することが十分に考えられる。不可能に近いと思っている。
- 会長
- ・委員からご意見いただいた件については、次の議案第3号に関連する内容なので、事務局から改めて説明をして、議論いただければと思う。その前に、この議案第2号についての承認をいただけるか確認したい。
 - ・議案第2号については、案のとおり承認することによろしいか。
(「意義なし」の声)
- 会長
- ・それでは承認とする。議案第2号については以上とする。

(4) 議案第3号 コミュニティバスの再編について

- 事務局
- (資料4により内容を説明)
- 会長
- ・内容について意見や質問等があればお願いしたい。
 - ・先ほど委員から、デマンドタクシーの市外便について、水海道駅を經由して、きぬ医師会病院に運行するという提案だったかと思うが、その点については、事務局の方で検討内容に含めるとのことによろしいか。

- 事務局
- ・路線バスとして、水海道駅等を経由して、きぬ医師会病院へ運行するという方向で検討していきたいと考えている。
- 委員
- ・水海道方面に、もう1箇所乗降できる場所を設けるにしても、市内の全地区から乗れるようにする訳にはいかないと思う。神大実・飯島地区については水海道方面への需要があるという話を聞いているので、できればその地区の方が利用できるようにして、利用者数を増やすというのも一つの方法なのかなと思う。
 - ・市外便の車両で、その運行を行うということである。
- 事務局
- ・現在、市外便としてきぬ医師会病院に行っている便については、残す方向で、神大実・飯島地区に限定して運行してはどうか、というご提案でよろしいか。
- 委員
- ・そういうことである。タクシー事業者との共存共栄が最初の約束である。市外便を市内便に転換することにより、それを乱されてしまうのはよろしくない。タクシーは公共性を持っている。坂東市からタクシー会社が無くなってしまったら、大きな問題になる。その点も踏まえて検討いただきたい。
- 事務局
- ・本議案として提案させていただいているのは、一つには、民間の路線バス事業者さんに新規のバス路線を運行してもらうことが難しいので、コミュニティバスで市外まで繋ぐという方向性を提案させていただいた。その中で、デマンドタクシーのきぬ医師会病院行きについては、利用者が少ないので、コミュニティバスで代替できるのであれば、廃止の検討もしていこうと。そして、その廃止したことによって生まれる車両や運転手等のリソースを市内便に振り替えることも検討したいということをご提案させていただいた。委員からは、それは市内の既存のタクシー事業者の経営を圧迫してしまうのではないかというご意見をいただいたが、その点については、我々も懸念しており、資料の6ページにも内容を記載させていただいている。先ほど、今後のスケジュールを見ていただいた中にも、運行事業者やその他関係者との調整という期間も設けているので、そこで、先ほど委員からご提案いただいたような案を協議するとか、タクシー事業者さんの意見を聞く時間は十分にとって進めていくつもりである。市内便については結構な需要があるので、一つの案として、そちらに振り替えてはどうかと提案させていただいたが、今日の段階で決定ではない。今後、タクシー事業者さんのご意見も聞きながら決定していく予定である。
- 委員
- ・承知した。
- 会長
- ・他に意見や質問等はあるか。
- 委員
- ・資料にも記載があるとおおり、アンケートをとったところ、多数の企業から路線バスを工業団地内まで運行してほしいという要望があった。ぜひ、議案の内容に沿って検討を進めていただければと思う。よろしくお願ひしたい。
- 会長
- ・他に意見や質問等はあるか。
 - ・他に意見等無いようなので、議案第3号については、当会議として、案のと

会長 おり承認するということによろしいか。
 (「意義なし」の声)
 ・それでは、承認とする。議案第3号については以上とする。

(5) その他

事務局 ・次回の会議は令和6年3月頃を予定しているので、引き続きよろしくお願
 いしたい。

以上

坂東市地域公共交通会議委員名簿（令和5年度第4回会議出欠）

別紙

委員任期：令和5年12月19日～令和7年12月18日

（順不同・敬称略）

No.	区分	所 属 等	役 職 等	氏 名	備 考
1	1号	関東鉄道株式会社	常務取締役	廣瀬 貢司	代理：自動車部営業課 課長 森作 久男
2		茨城急行自動車株式会社	総務部長	伊藤 友己	
3		株式会社昭和観光自動車	代表取締役社長	小林 昭仁	
4	2号	中山観光自動車株式会社	取締役会長	中山 茂	
5	3号	有限会社ナガツマ交通	代表取締役	長妻 凡夫	
6	4号	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	服部 透	
7	5号	一般社団法人茨城県バス協会	専務理事	澤島 政志	
8	6号	坂東市商工会	会長	上坂 理一	欠席
9		坂東市区長会連合会	会長	遠藤 道夫	
10		坂東市シニアクラブ連合会	会長	針谷 勇	
11		ばんどう市女性団体協議会	会長	服部 恵子	
12		坂東市交通安全母の会	会長	染谷 あすか	
13		坂東市社会福祉協議会	事務局長	松崎 和人	
14		坂東市連合民生委員児童委員協議会	理事	相野谷 洋子	
15	7号	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 輸送担当	首席運輸企画専門官	仲野 俊二	代理：運輸企画専門官 玉村 翔太
16		国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 企画担当	首席運輸企画専門官	國下 裕司	
17	8号	関東鉄道株式会社労働組合	執行委員	田中 正利	
18	9号	茨城県境工事事務所道路管理課	課長	西村 正志	欠席
19		茨城県警察署交通課	課長	木村 寿吾	
20		筑波大学システム情報系	教授	鈴木 勉	
21	10号	茨城県政策企画部交通政策課	課長	寺田 明弘	代理：課長補佐 山浦 俊一 随行者 主事 吉岡 雄太
22	12号	つくばハイテクパークいわい連絡協議会	会長	前山 諭	代理：営業部長 針谷 満
23		坂東インター工業団地連絡協議会	会長	内山 喜一郎	代理：課長 園部 淳一
24	会長	坂東市	副市長	山口 誠	
25	11号	坂東市企画部	部長	青木 栄	

< 条例第3条に基づく区分 >

- 1号 一般乗合旅客自動車運送事業者
- 2号 一般貸切旅客自動車運送事業者
- 3号 一般乗用旅客自動車運送事業者
- 4号 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表
- 5号 一般社団法人茨城県バス協会の代表
- 6号 市民又は利用者の代表
- 7号 茨城運輸支局長又はその指名する者
- 8号 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- 9号 道路管理者、茨城県警察、学識経験を有する者
- 10号 茨城県職員
- 11号 市長が指名する市職員
- 12号 その他市長が必要と認める者